

通商産業省

平成10・11・04資第16号

平成11年3月15日

原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（諮問）

東京電力株式会社取締役社長 荒木 浩 から平成10年11月4日付け原管発官10第272号（平成11年3月5日付け原管発官10第425号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 3号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を取替燃料の一部として採用する。この変更に伴って、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の記載を、最近の記載形式に合わせる。
- (2) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の雑固体廃棄物の処理方法に固型化处理を追加する。この変更に伴って、固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵容量を変更する。
- (3) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 3号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を取替燃料の一部として採用する。この変更に伴って、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の記載を、最近の記載形式に合わせる。
- (2) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の雑固体廃棄物の処理方法に固型化处理を追加する。この変更に伴って、固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵容量を変更する。
- (3) 1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金及び一般借入金等により調達する計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。